

◆舞鶴市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について ≪災害応急作業等手当の新設≫

国の人事院規則に準じ、異常な自然災害により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、以下の作業に従事した職員に支給する手当を新設するもの

1 支給額

- (1) 巡回監視 710 円/日
- (2) 応急作業又は応急作業のための災害状況調査 1,080 円/日
- (3) 災害警備又は遭難救助 840 円/日
- (4) その他市長が認める業務 1,080 円/日を超えない範囲内
※大規模な災害として市長が定める災害に係る業務は、1,080 円/日

2 加算額

- ① 上記1 (1)～(4)の業務のうち
日没時から日出時までの業務：100分の50の額加算
著しく危険な区域での業務：100分の100の額加算
- ② 上記1 (3)の業務及び(4)のうち(3)に相当する業務が著しく危険な場合：100分の100の額加算

3 施行期日

公布の日から施行し、改正後の規定は、令和6年1月1日から適用